

保険料軽減特例の見直しについて

平成28年9月29日

厚生労働省保険局

保険料軽減特例の見直しについて

1. 保険料軽減特例について

- 後期高齢者医療制度の保険料は、制度創設当時は全国平均5,332円だったところ、平成28年度(見込み)は5,659円となっており、大きく伸びてはいない。他方、後期高齢者医療を支える現役世代1人当たり支援金は増加を続け、制度創設当時から平成28年度までで約1.6倍となっている。
- 保険料軽減特例は、政令本則において、被保険者の世帯の所得に応じ、均等割部分を7割・5割・2割軽減する措置が設けられているところ、更に特例として軽減措置を追加し、7割軽減を受ける者については世帯所得等に応じ9割・8.5割軽減としている。また、一定の所得を有する者について課される所得割についても5割軽減している。
この結果、均等割9割軽減を受ける者の保険料は月額380円、8.5割軽減を受ける者(所得割なし)では月額570円となっている(全国平均)。
- また、後期高齢者制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者であった者(元被扶養者)について、それまで保険料を負担していなかった実態を考慮し、本則において資格取得後2年間は保険料の均等割部分を5割軽減する措置を適用しているところ、更に特例として期間を定めず9割軽減している。また元被扶養者については、所得割についても一切賦課していない。
- これら保険料軽減特例のため、平成28年度は国費945億円、地財措置159億円が投入されており、この額は高齢化の進展にともない年々増加傾向にある。

保険料軽減特例の見直しについて

2. 医療保険制度改革骨子

- 医療保険制度改革骨子（抄）（平成27年1月13日 社会保障制度改革推進本部決定）

6. 負担の公平化等

④ 後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)の見直し

- 後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)については、特例として実施してから7年が経過する中で、後期高齢者医療制度に加入する前に被用者保険の被扶養者であった者は所得水準にかかわらず軽減特例の対象となるほか、国保での軽減割合は最大7割となっていることなど不公平をもたらしており、見直しが求められている。
- このため、後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)については、段階的に縮小する。その実施に当たっては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとする。激変緩和措置の具体的な内容については、今後検討し結論を得る。

保険料軽減特例の見直しについて

3. 論点

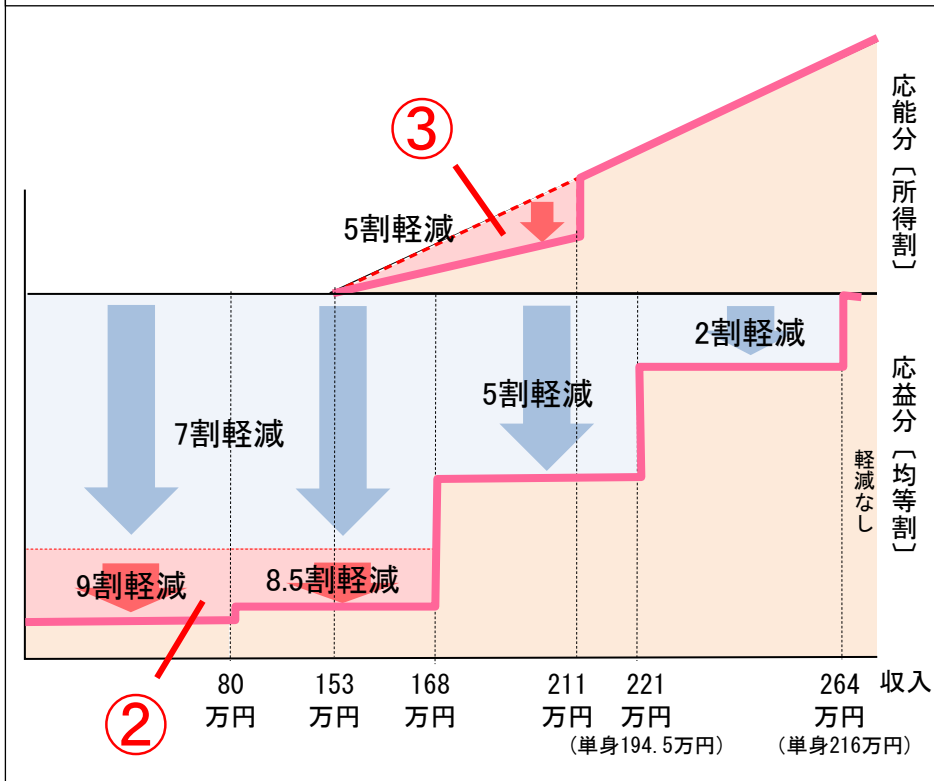
- 低所得者の保険料については、保険料軽減特例が導入されてから8年間、保険料額が極めて低く抑えられてきた。また、元被扶養者については、いったん元被扶養者として認定されると無期限に均等割が9割軽減され、かつ所得割も賦課されないため、75歳到達直前に国保に加入していた者や単身者等との間で大きな負担格差がある。
今後更に後期高齢者が増えることが見込まれる現状にあつては、これらの特例について、現行の加入者については激変緩和措置を設けつつ、原則的に本則に戻していくべきではないか。その際、新規加入者についてはどのように考えるか。(①)
- 低所得者について、均等割を本則の軽減に戻していく場合、低所得者の生活に配慮しながらいかなる激変緩和措置を設けるか。(②)また、所得割についてはどのように考えるか。(③)
- 元被扶養者について、元被扶養者であつて所得が低い者に対しては、別途低所得者についての軽減措置が設けられている中で、期限なく9割軽減とする特例措置を継続すべきか。均等割を本則に戻していく場合、いかなる激変緩和措置を設けるか。(④)また、一定の所得がある元被扶養者もいるなかで、現在は課されていない所得割についてどのように考えるか。(⑤)
- 医療保険制度改革骨子に定められたとおり29年4月から見直しを開始するとした場合、限られた時間でどのように市町村や広域連合における実施体制を整え、周知・広報活動を行うか。

保険料軽減特例の見直しについて

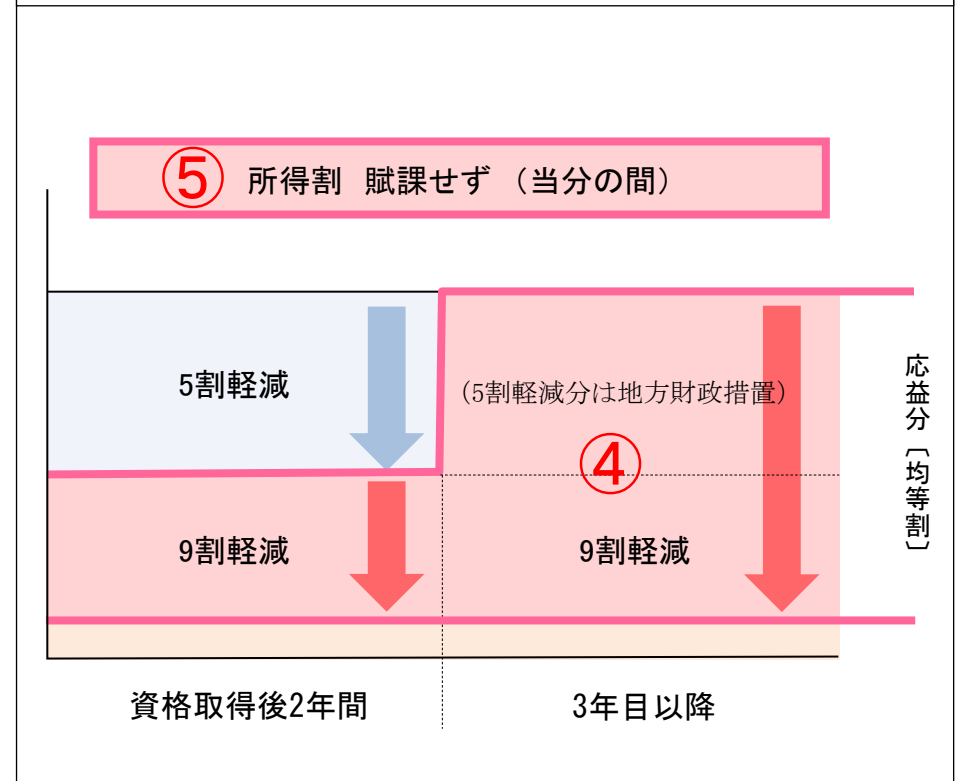
4. 論点(イメージ)

- ① 現行の加入者については激変緩和措置を設けつつ、原則的に本則に戻していくべきではないか。その際、新規加入者についてはどのように考えるか。

低所得者の軽減 [現行]



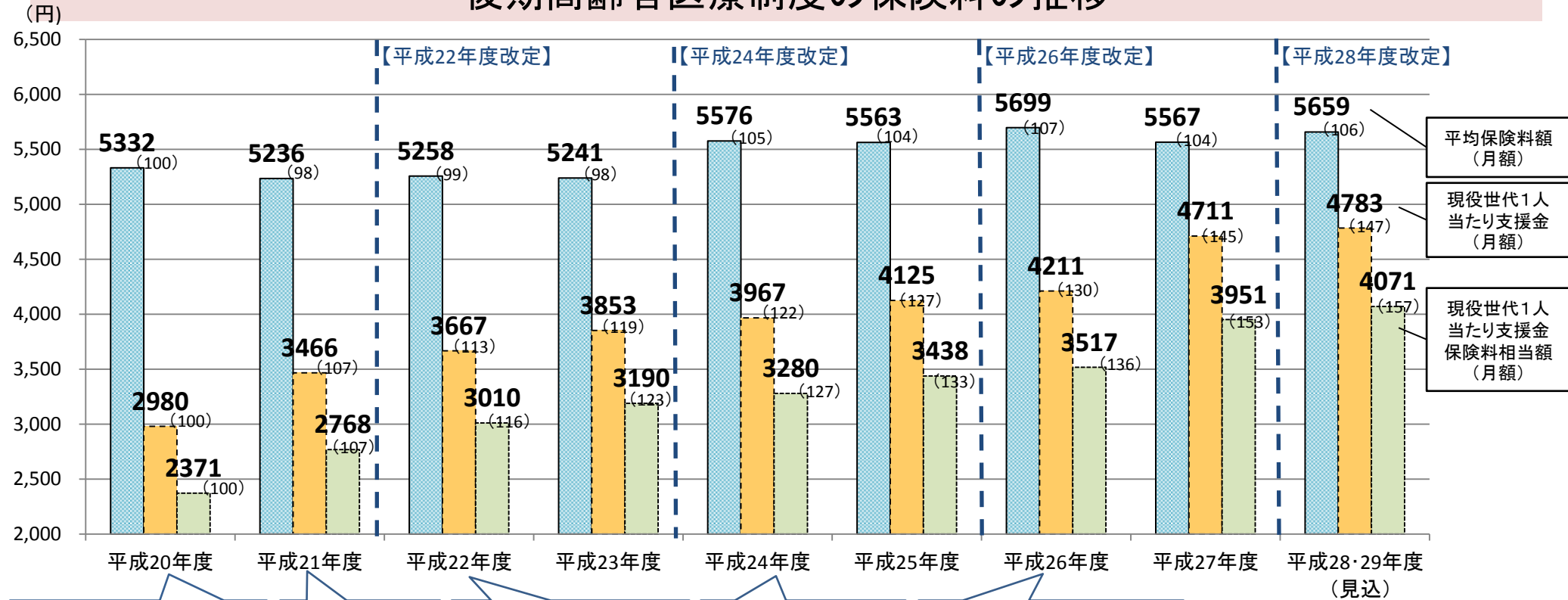
元被扶養者の軽減 [現行]



□ 本則上の軽減 □ 軽減特例

參考資料

後期高齢者医療制度の保険料の推移



・低所得者に対する均等割8.5割、所得割5割軽減
・元被扶養者に対する均等割9割軽減

・低所得者に対する均等割9割軽減

・財政安定化基金から保険料上昇抑制のための交付特例(法改正)

・賦課限度額 年50万円→55万円

・低所得者に対する均等割2割、5割対象拡大
・賦課限度額 年55万円→57万円

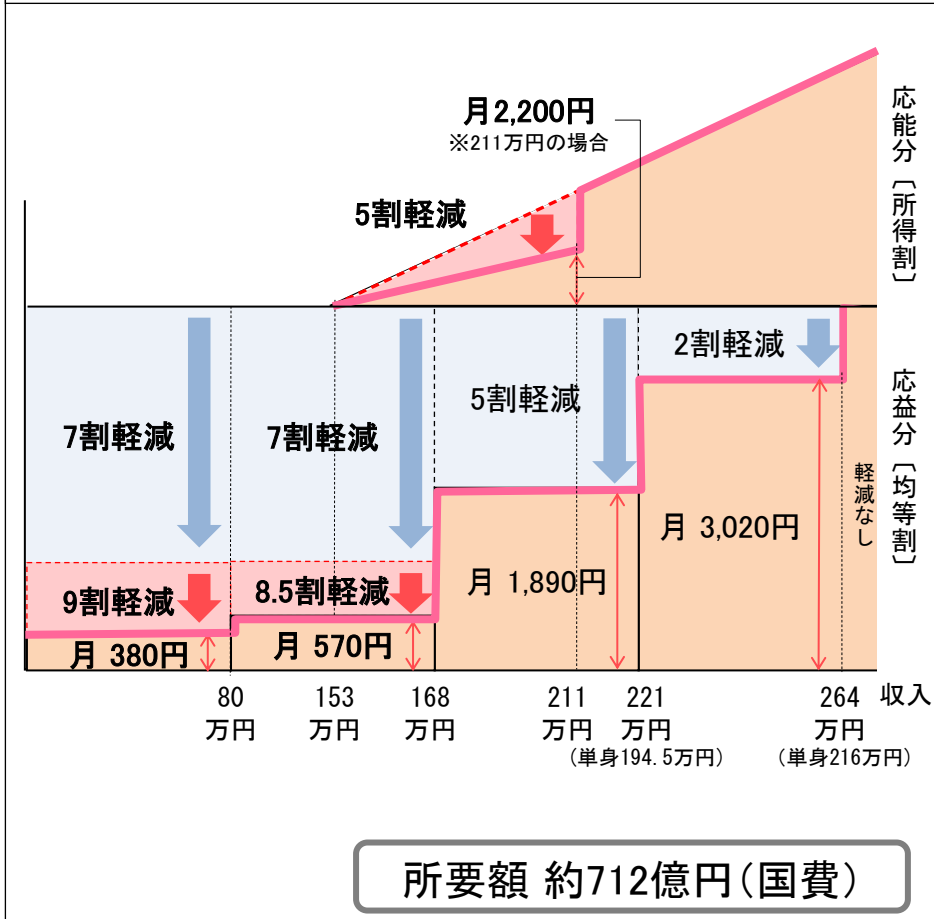
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28・29年度
1人当たり医療給付費	71.5万円 (100)	80.5万円 (103)	82.9万円 (106)	84.3万円 (108)	84.6万円 (108)	85.5万円 (114)	85.8万円 (110)	—	—
高齢者負担率	10.00%(100)		10.26%(103)		10.51%(105)		10.73%(107)		10.99%(110)

※ 平均保険料額は平成20～27年度は後期高齢者医療制度被保険者実態調査に基づく実績額、平成28・29年度は保険料改定時見込み。
 ※ 支援金は、平成20～26年度は確定賦課、平成27年度は概算賦課、平成28・29年度は平成28年度の概算賦課ベース。
 ※ 支援金保険料相当分は、支援金から国保及び協会けんぽへの定率の公費を控除したもの。平成20～26年度は確定賦課、平成27年度は予算ベース、平成28・29年度は平成28年度の予算ベース。(国保の低所得者に対する軽減分及び保険者支援制度分は考慮していない。)
 ※ 支援金、支援金保険料相当分の平成28・29年度(見込)については、平成28年10月以降の適用拡大を含めた平成28年度の金額。
 ※ 支援金、支援金保険料相当分及び1人当たり医療給付費の伸びについては、満年度化の影響排除のため、平成20年度の金額に12/11を乗じたものを基準に計算。
 ※ 1人当たり医療給付費は平成20～25年度までは後期高齢者医療事業年報に基づく実績額。平成26年度は速報ベース。

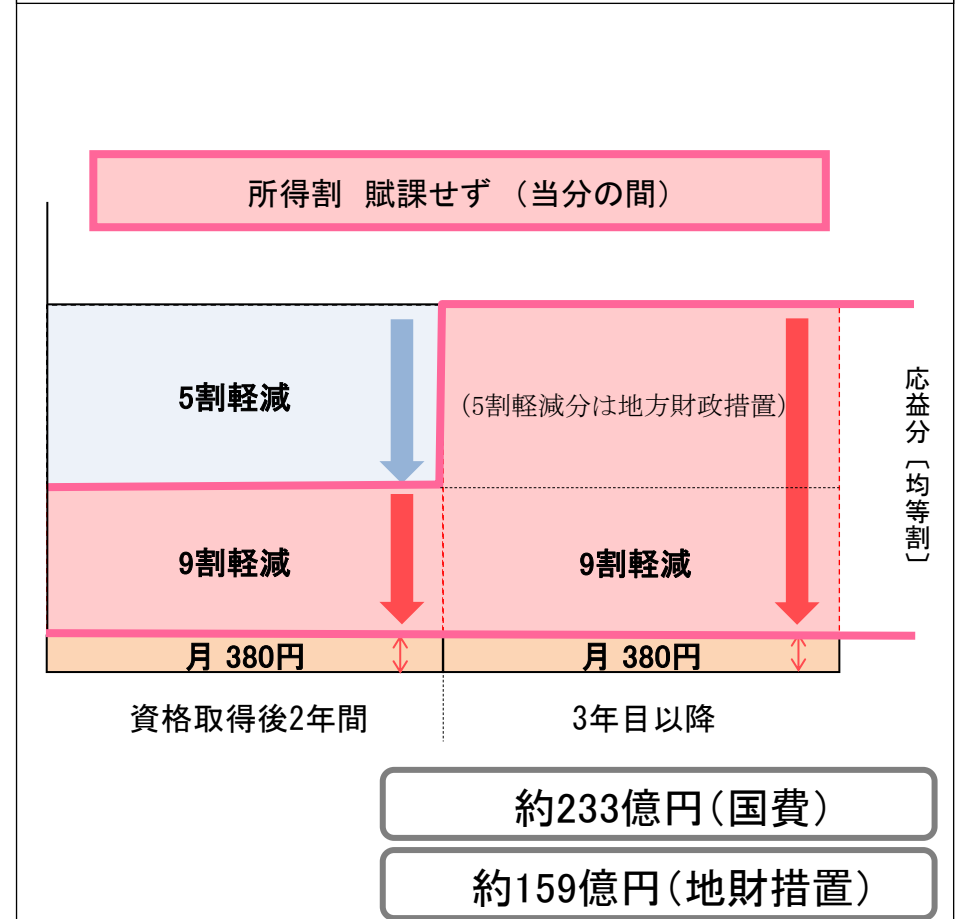
後期高齢者医療の保険料軽減特例の対象者と所要経費について

- 保険料軽減特例の対象者は約916万人。
- 当該軽減に要する費用は、国費が945億円、地財措置が159億円。(平成28年度予算)

低所得者の軽減 [現行]



元被扶養者の軽減 [現行]



■ 本則上の軽減 ■ 軽減特例 ■ 現在の保険料額

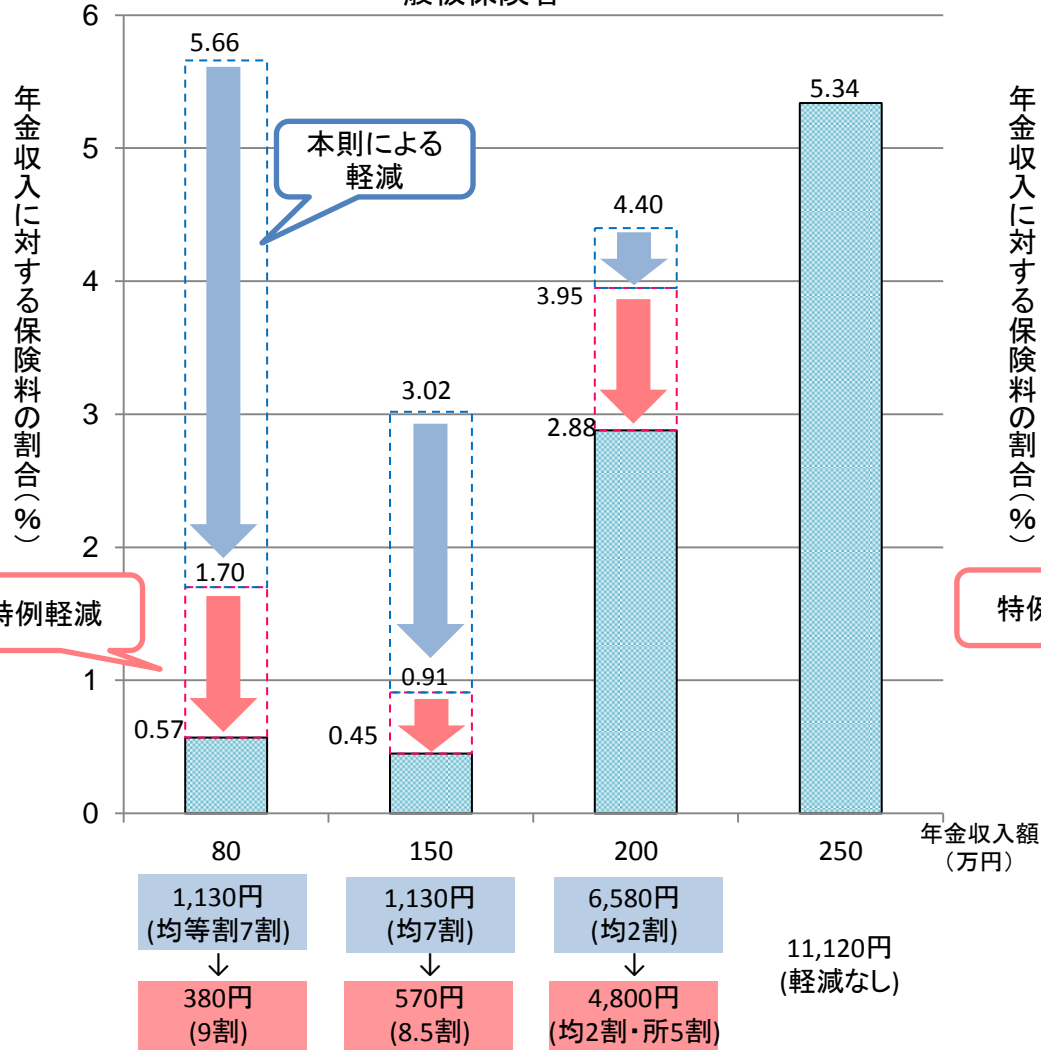
※数値は、平成28年度予算ベース。均等割5割・2割軽減については、平成28年4月からの軽減判定所得見直し後の数値。

年金収入に対する保険料の割合

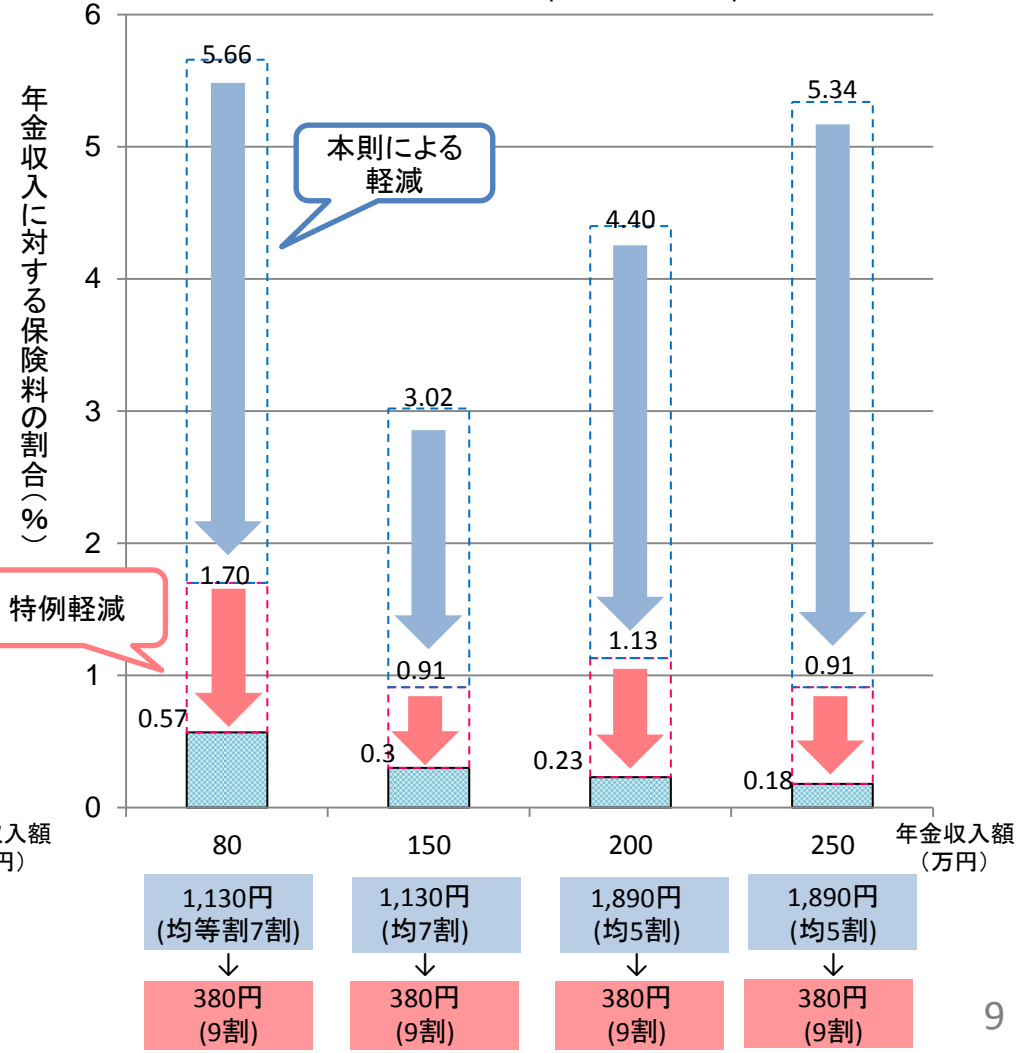
- 低所得者の保険料軽減特例措置により、年金収入に対する保険料の負担割合の差が拡大。
- 元被扶養者については、特例措置により所得を問わず均等割が9割軽減され、所得割も課されないため、年金収入額に占める保険料の負担割合は、年金収入が多くなるほど低下する。

※保険料額は平成28・29年度全国平均保険料率（均等割45,289円、所得割率9.09%）により算出した月額。

一般被保険者



元被扶養者(加入後2年間)



保険料軽減特例の導入経緯

		平成20年度	平成21年度	平成22年度以降
低所得者	均等割	4月～9月 本則どおり(7・5・2割軽減) 10月～ 均等割7割軽減世帯については徴収せず(年間通じて8.5割軽減)	4月～ 新たに9割軽減を実施 8.5割を継続	4月～ 9割軽減を継続 8.5割を継続
	所得割	4月～ 5割軽減	4月～ 5割軽減を継続	4月～ 5割軽減を継続
元被扶養者		4月～9月 保険料徴収を凍結 10月～ 均等割9割軽減	4月～ 均等割9割軽減を継続	4月～ 均等割9割軽減を継続

保険料軽減特例の予算額及び対象者数の推移について

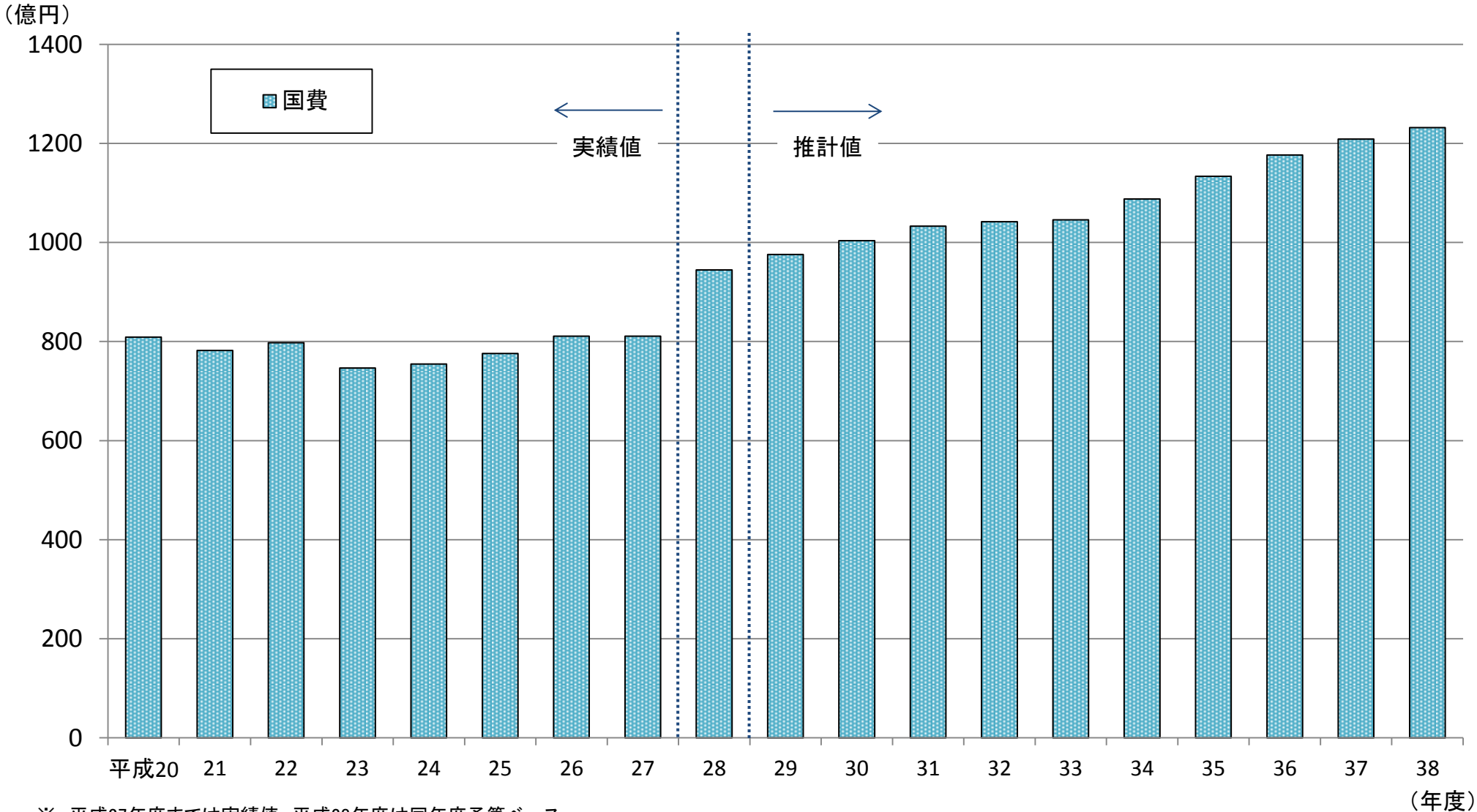
	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 予算	累計
予算額 合計	809 億円	782 億円	798 億円	747 億円	755 億円 <small>(所要見込 885億円 基金活用 131億円)</small>	776 億円 <small>(所要見込 829億円 基金活用 53億円)</small>	811 億円 <small>(所要見込 885億円 基金活用 74億円)</small>	811 億円 <small>(所要見込 891億円 基金活用 80億円)</small>	945 億円	7,234 億円
対象者数 (万人)	708	737	764	790	815	837	853	883	916	—
低所得者	522	552	581	609	637	662	683	716	747	—
元被扶養者	186	185	183	181	178	175	170	167	169	—

※ 予算額については、平成24年度から後期高齢者医療制度臨時特例基金の余剰額を軽減特例の財源に充てている。平成27年度末で後期高齢者医療制度臨時特例基金事業は終了。

※ 対象者数については、平成20年度から平成27年度までは各年度の後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告による。

保険料軽減特例に要する国費の推移

- 保険料軽減特例に要する国費は、平成28年度までの累計で約7,234億円となっている。
- 団塊の世代全員が後期高齢者となる平成37年度においては、約1兆7,000億円となる見込み。



※ 平成27年度までは実績値。平成28年度は同年度予算ベース。

平成29年度以降は、平成28年度予算における対象者数をベースに、社人研の人口推計を基に、機械的に推計したもの。

後期高齢者医療制度の保険料の状況

- 年金収入が80万円の単身者の場合、本則上は均等割が7割軽減され、月額1,130円であるが、特例により均等割が9割軽減となり、380円となる。一方、国保の場合は月額2,650円となる。
- また、年金収入が250万円の元被扶養者の場合、本則上は均等割が5割軽減され、月額1,890円であるが、特例により均等割が9割軽減となり、380円となる。

<単身世帯の場合>

年金収入	後期高齢者医療				国保
	一般被保険者		元被扶養者		
	特例	本則	特例	本則 (制度加入から2年間)	
80万円	<均等割9割軽減> 380円(0.57%)	<均等割7割軽減> 1,130円(1.70%)	<均等割9割軽減> 380円(0.57%)	<均等割7割軽減> 1,130円(1.70%)	<応益割7割軽減> 2,650円(3.97%)
150万円	<均等割8.5軽減> 570円(0.46%)	<均等割7割軽減> 1,130円(0.90%)	<均等割9割軽減> 380円(0.30%)	<均等割7割軽減> 1,130円(0.90%)	<応益割7割軽減> 2,650円(2.12%)
200万円	<均等割2割・ 所得割5割軽減> 4,800円(2.88%)	<均等割2割軽減> 6,580円(3.95%)	<均等割9割・ 所得割10割軽減> 380円(0.23%)	<均等割5割・ 所得割10割軽減> 1,890円(1.12%)	<応益割2割軽減> 8,020円(4.81%)
250万円	<軽減なし> 11,120円(5.34%)	<軽減なし> 11,120円(5.34%)	<均等割9割・ 所得割10割軽減> 380円(0.18%)	<均等割5割・ 所得割10割軽減> 1,890円(0.91%)	<軽減なし> 12,250円(5.88%)

※ () 内は年金収入に占める保険料負担割合、<>内は保険料軽減割合。

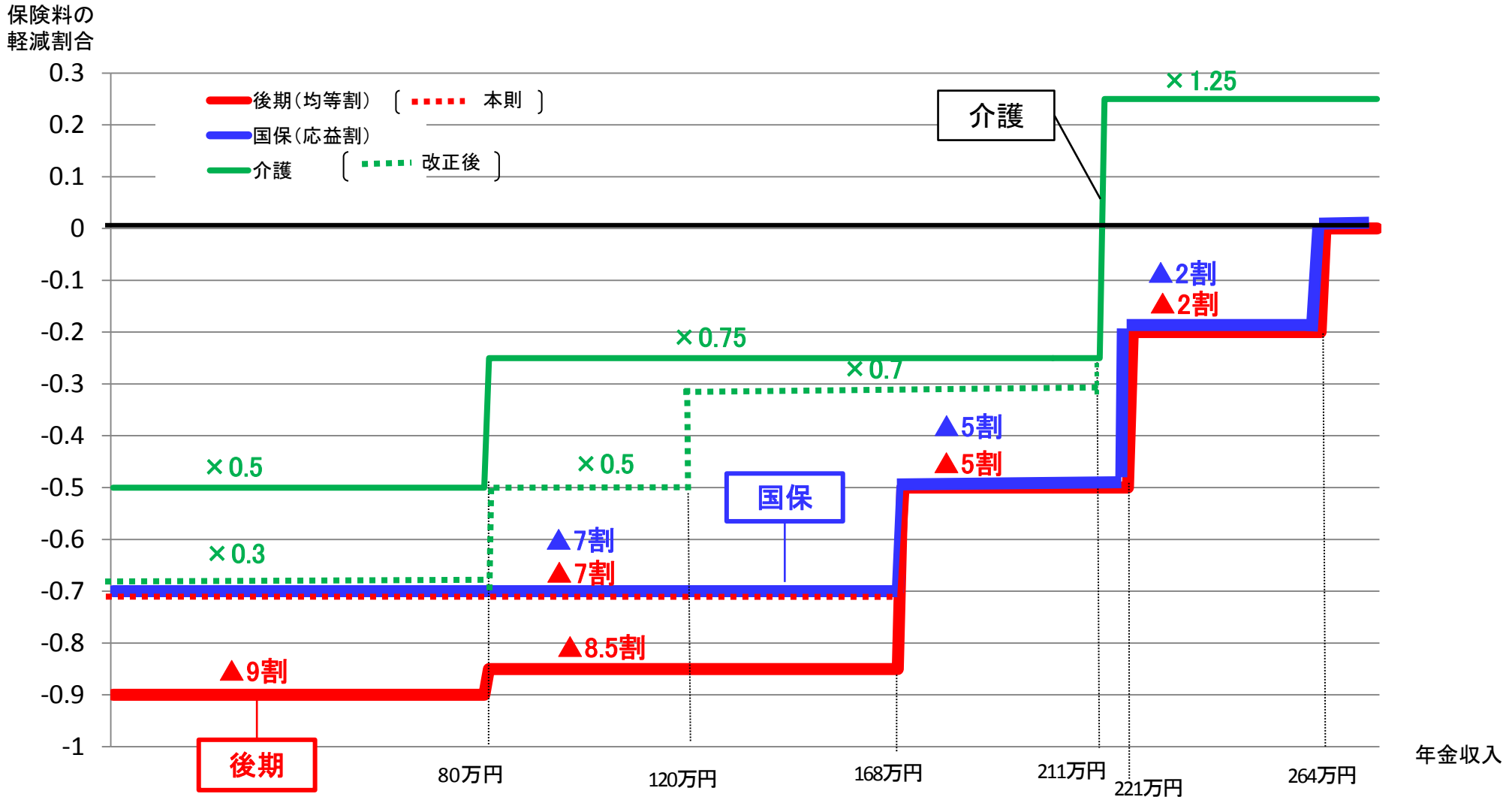
※後期高齢者医療保険料は、平成28・29年度全国平均保険料率(均等割45,289円、所得割率9.09%)により算出。

※国民健康保険料は、四方式(旧ただし書き所得ベース)の平成23年全国平均保険料率により算出。

国民健康保険料資産割額は、年収にかかわらず全国平均年額15,667円として算出。

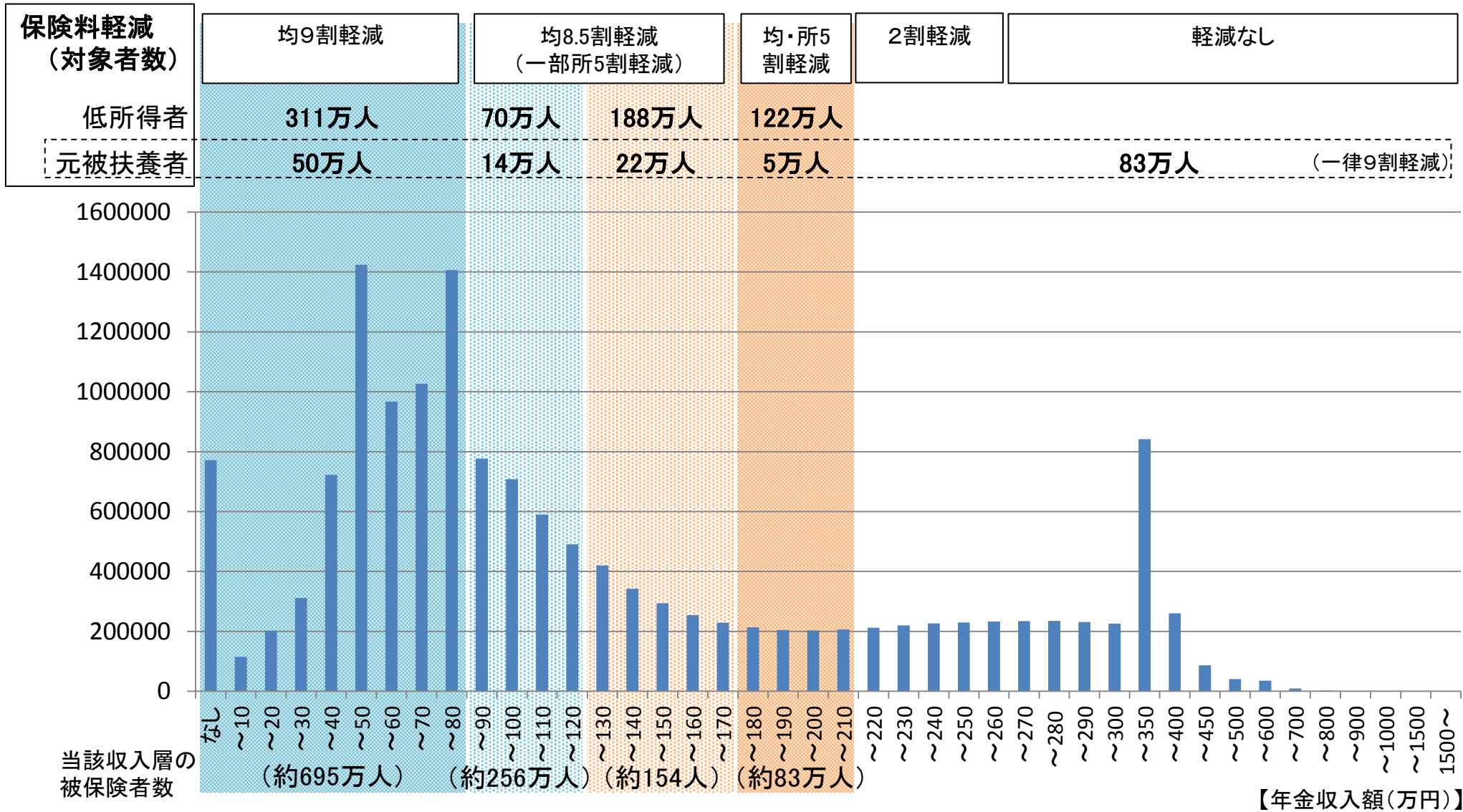
各制度(後期・国保・介護保険)の保険料軽減割合の比較

○ 後期高齢者の保険料は、国保保険料・介護保険料と比較して、低所得者の軽減割合が大きい。



※後期・国保は均等割と所得割により構成されており、そのうち均等割のみを示している。介護保険は基準額を基にした段階額のみとなっている。
 ※介護保険において、基準額の等倍となる第4段階は「住民税本人非課税、世帯課税」のケースであるため、グラフにはあらわれない。

後期高齢者医療の被保険者の収入分布における軽減特例対象者の位置



(注) 保険料の軽減割合は世帯所得により判定されるため、例えば、妻本人の収入が低くても、夫に一定の収入があり、世帯所得が多い場合には、妻本人は軽減を受けない(例、夫の年金200万円、妻の年金80万円の場合、妻も軽減なし)ため、収入階級ごとの被保険者数と実際の保険料軽減者数とは一致しない。
 出典:「平成27年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」(調査時点は平成27年9月30日)に基づき作成。

元被扶養者について

○ 元被扶養者とは、後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者（被用者の配偶者や親など）であった者をいう。

※被用者保険の被扶養者認定における収入要件は、年金収入が180万円未満の者。

○ いったん元被扶養者として認定されれば、9割軽減（保険料は月額380円）が継続する。

①低所得者軽減区分を適用した場合の人数

○ 世帯又は本人の所得が年金収入264万円超で、低所得者の軽減に該当しない者は約80万人近くおり、元被扶養者のほぼ半数を占める。

軽減割合 (夫婦世帯における年金収入)	9割軽減 (年金収入80万円以下)	8.5軽減 (年金収入168万円以下)	5割軽減 (年金収入221万円以下)	2割軽減 (年金収入264万円以下)	軽減なし	合計
全国	50万人(29.6%)	36万人(21.5%)	7万人(4.2%)	76万人(44.6%) ^注		約169万人

注 2割軽減と軽減なしについては、それぞれに該当する者のデータを保有していない。

※ 後期高齢者医療制度の保険料軽減の適用は、被保険者、その属する世帯の世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計額に応じて判定。

※ 数値は、平成28年度予算ベース。

②本人に一定の所得がある者(人数)

○ 制度加入後に、元被扶養者本人が所得を得たなどの理由から、本人の所得として、被用者保険の被扶養者認定における収入要件（年金収入が180万円未満）を超えるような者が約2.8万人いる。

年金収入180万円以上 (被用者保険の被扶養認定を超える収入) ^{注1}	賦課限度額超過水準(保険料が年額57万円)の所得がある者 《平成28・29年度保険料率の場合、年金収入で807万円相当以上》 ^{注2}
約28,000人 (1.6%)	約2,500人 (0.15%)

※ 平成27年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告に基づく。所得の種類によって控除額が異なるためあくまでも推計である。

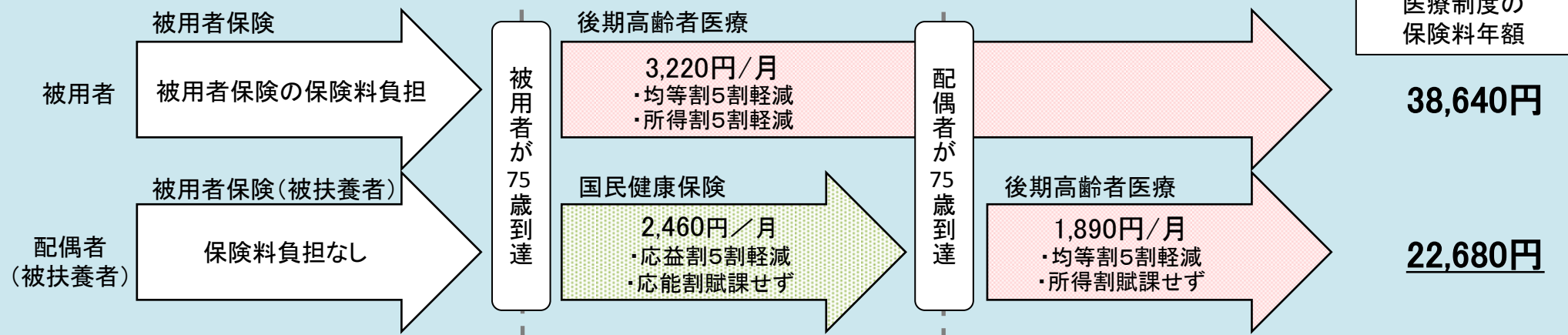
注1) 第1表所得額階級のうち機械的に所得額階級60万以上の被保険者を抽出した結果。

注2) 第1表所得額階級のうち機械的に所得額階級612万以上の被保険者を抽出した結果。

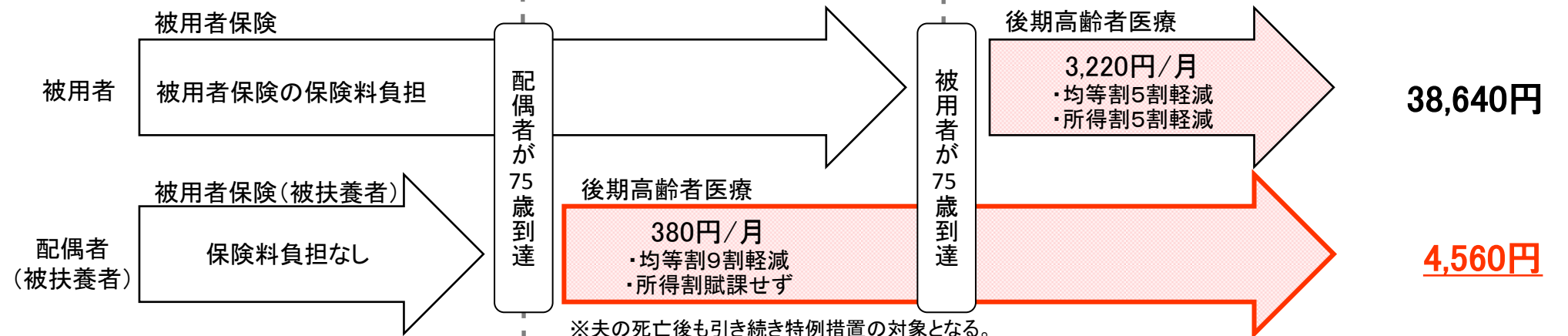
被用者保険の元被扶養者の保険料負担

○ 被用者保険の被扶養者であった場合、被用者との年齢差や被用者の退職時期により、保険料軽減特例措置に違いがあり、不公平が生じている。

パターンA: 先に被用者が後期高齢者となった場合



パターンB: 先に配偶者が後期高齢者となった場合



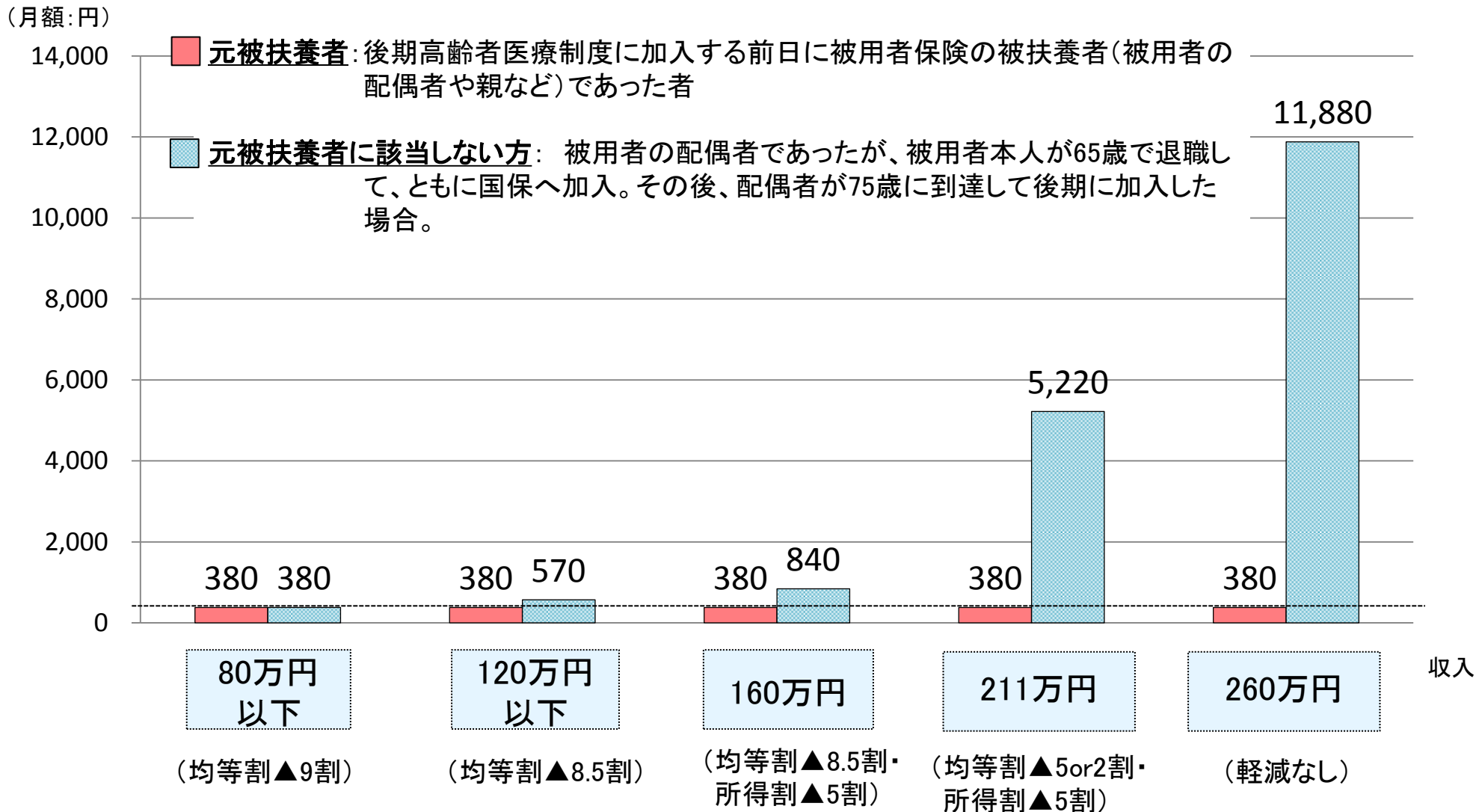
※被用者保険から国保・後期へ異動した後の収入は以下を想定…夫:年金収入188万円(平均的な厚生年金受給者) 妻:年金収入78万円(基礎年金のみ)

※国保保険料は、平成26年度の4方式の全国平均料率を基に算定(一人当たり均等割額30,494円、平等割額28,617円、資産割額14,359円、所得割率8.47%)。

※後期高齢者医療の保険料は、平成28・29年度の全国平均料率を基に算定(均等割額45,289円、所得割率9.09%)。

元被扶養者の保険料と同じ収入の者の保険料の比較

- 元被扶養者であれば、所得にかかわらず、月額380円（均等割9割軽減、所得割賦課なし）。
- 同じ所得でも元被扶養者でない高齢者は、所得に応じて保険料が賦課され、現行低所得者への軽減特例を前提に比較しても、不公平を生じている



※後期高齢者医療の保険料は、平成28・29年度全国平均保険料率による。